

高等教育の無償化等に関する意見書（案）

我が国における高等教育予算はあまりに少なく、高等教育機関に対する公財政支出は対GDP比で僅か0.4%であり、OECD加盟国で比較可能な37か国中36位と最低水準になっている。

その中で、日本の大学の初年度納付金は国立大学で82万円、理系の私立大学で156万円と、非常に高いものになっている。初年度納付金に含まれる高額な入学金は、諸外国にはない日本独自の学校納付金であり、経済的な負担を更に重くしている。

また、卒業後には数百万円もの奨学金の返還を迫られるなど、学ぶ権利を著しく制限する状況が続いている。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）では、大学など高等教育の学費を段階的に無償化することがうたわれており、政府は平成24年にこの条項の留保を撤回したが、高等教育の無償化に向けた具体的な取組はなされていない。

国際人権A規約に基づき、高等教育の無償化に向けて取り組むとともに、奨学金の返還により困窮する若者の負担を軽減するための対策を講ずる必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 大学・専門学校等の無償化を実現すること。
- 2 大学・専門学校等の入学金を廃止すること。
- 3 給付型奨学金を拡充すること。
- 4 奨学金の返還の減免制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て